

4. 事業評価

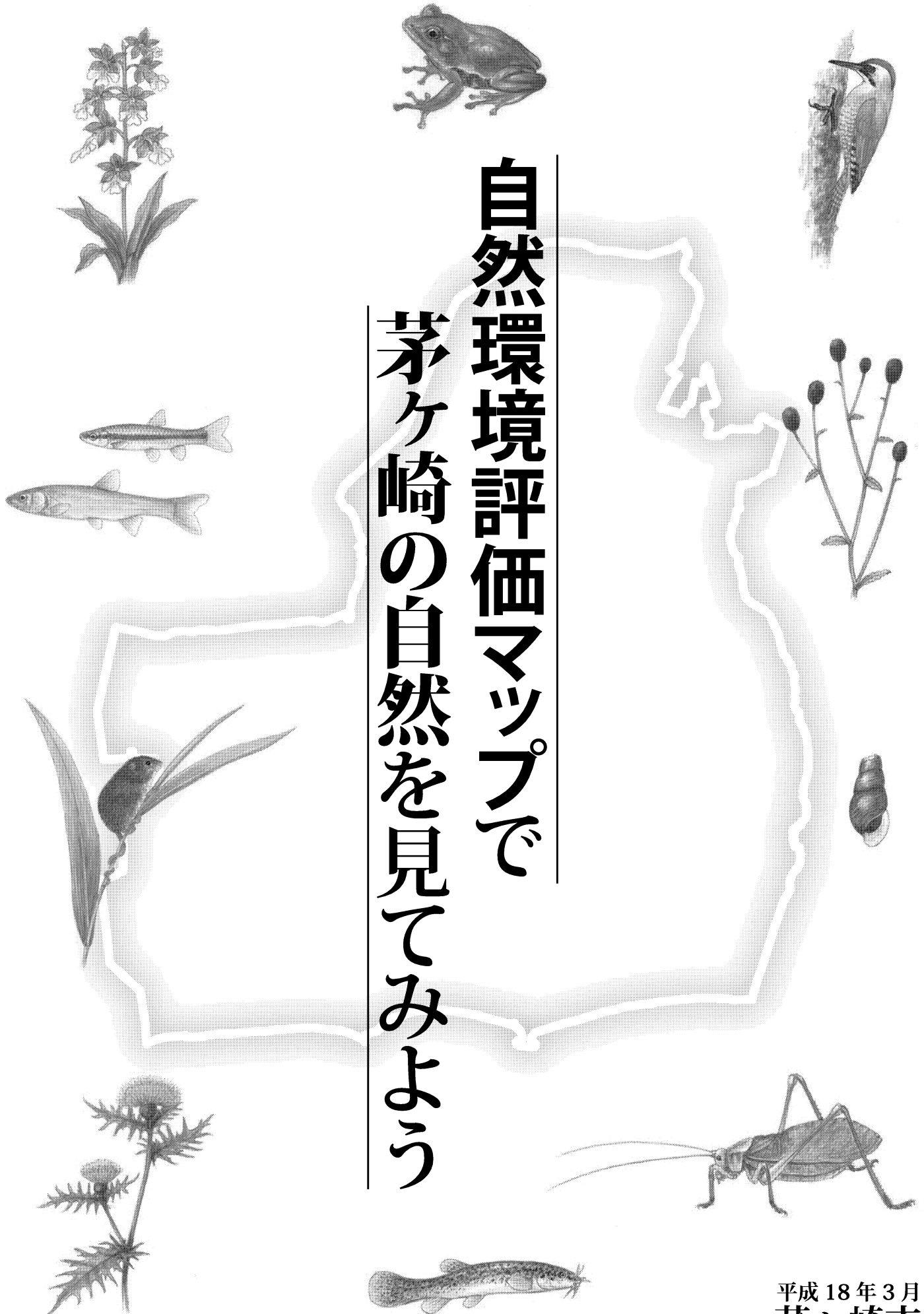
事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

評価
<p>○清水谷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度中の都市計画決定に向けた準備は予定どおり進んでいる。 ・指定について、土地所有者の理解が概ね得られている。 ・本市に残された貴重な自然環境の保全は非常に重要な取り組みであり、必要な行政資源の投資は有効。 ・市内のみどりが失われつつある現状のなか、清水谷の自然環境の保全に対する市民や保全活動団体の感心は高い。 ・生物多様性が叫ばれるなか、身近な自然環境の保全は、茅ヶ崎市にとって重要。 <p>○市民の森</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場、誰もが楽しめるレクリエーションの場として、市民の森あるべき姿について隣接する清水谷の特別緑地保全地区指定にあわせて、今後進めなければならない。

課題認識と解決への考え方	<p>○清水谷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の土地所有者に対して、引き続き、買入れ請求についての説明が必要。 ・指定後の管理について、土地所有者、市民活動団体等との十分な協議が必要。 <p>○市民の森</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地化に対する理解が得られるよう、地権者に対して説明を続けることが必要。 ・用地購入には多額の経費が必要となるため、計画的な事業の推進が必要。
23年度の具体的な取組（予定）	<p>○清水谷関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の同意に向けた説明会を実施。 ・特別緑地保全地区指定区域の確定のための測量を実施。 ・特別緑地保全地区指定（都市計画決定）に向けた庁内調整、関係団体説明。 <p>○市民の森関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園としての供用開始に向けて土地所有者への説明を引き続き進める。

総合計画審議会特記事項
<p>○シートの完成度についての評価</p> <p>総事業費（見込み可）、当面5年間程度の想定事業費及び終了時期を示すべき。 評価欄記載の事業の必要性は課題認識欄に記入すべき。</p>

自然環境評価マップで 茅ヶ崎の自然を見てみよう



3.5 特に重要な地域を見てみよう ————— コアマップ

(1) コアマップの目的・考え方

地区単位評価マップでは、市全域を76地区に分けて、どの地区の重要度が高いかを評価しました。しかし、市全域を表示した地区単位評価マップだけでは、「重要度が高い地区が具体的にどのような特徴を持つ場所なのか」「地区の中でも特にどの場所が重要なのか」といったより詳細な情報を知ることができません。「コアマップ」は、地区単位評価マップで特に評価の高かった地区や市内でも特殊な自然環境を有する地区に焦点を当て、その地区をさらに詳しく表示したマップです。地区の大まかな環境の成り立ち、特徴、重要な自然のつながり・まとまり等を分かりやすく示すことを目的としています。

なお、本調査期間中にも、一部の地域においては開発に伴う自然環境の減少が起きています。地区38〔長谷〕の北側の斜面や、23〔赤羽十三～十五〕と隣接する24〔東原〕の樹林の一部伐採が起きるなど、今回コアマップに示した重要な場所も例外ではありません。刻々と変化する環境の状態を記録にとどめておくこともコアマップの重要な役割といえます。

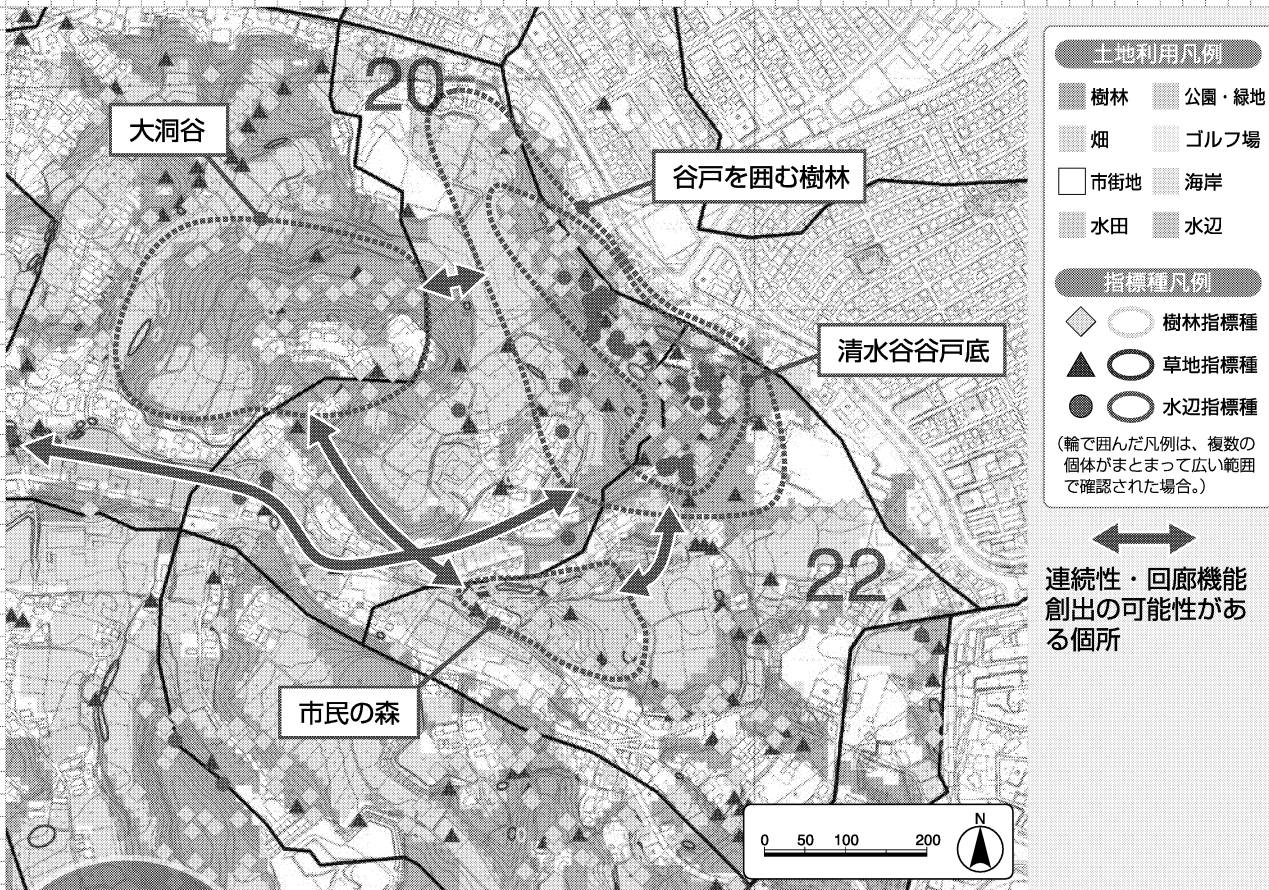
(2) コアマップの対象地区の抽出

以下の7つの地区をコアマップの対象地区として抽出しました。

地区番号	通称名 ^{※10}	抽出の理由・特徴
4, 5	柳谷	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山評価マップにおいてランク5の地区。 多様な生物を育む市内最大規模の谷戸。樹林、草地、水辺(水田、湿地、細流)が組み合わさって良好な谷戸環境を形成している。
12, 13	行谷	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山評価マップにおいてランク5の地区12と、これと隣接する地区13。 市内でも減少の著しい湿田^{※11}の残された水田地帯。水田に起因する草地環境と水辺環境が優れている。
20, 22	清水谷	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山評価マップにおいてランク5の地区22と、これと隣接する地区20。 樹林、草地、水辺(わき水、細流、湿地)が組み合わさって良好な谷戸環境を形成している。市民による保全活動も長年続いている。
38	長谷	<ul style="list-style-type: none"> 樹林評価マップ、草地評価マップにおいてランク5の地区。 市内でも珍しい、樹林に囲まれたまとまりのある草地環境を有する。東西に連続する斜面林の一部をなし、市街地にも比較的近い立地。
23	赤羽根十三	<ul style="list-style-type: none"> 草地評価マップにおいてランク5の地区。 市内唯一の引地川水系由来(小糸川源流)の谷戸。樹林、草地、水辺が比較的良好な状態で残されている。
56	平太夫新田	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山、樹林、草地、水辺の評価マップにおいては特にランクが高いわけではないが、市内では唯一の大河川沿いの環境を有する地区。 生物の回廊としての機能を果たしうる相模川河川敷の一部。
69	柳島	<ul style="list-style-type: none"> 海岸評価マップにおいて唯一ランク5の地区。 クロマツ林などからなる海岸環境があり、また畑等の草地環境もあるため、植物、鳥類、昆虫類の海岸指標種がそれぞれ確認された地区。

※10：各地区には、旧字単位もしくは町丁目単位の地名があり、ここでは、その地名をそのまま用いている場合と、複数地区をまとめて呼ぶ地名・もしくは簡略化した地名として、通称名を用いている場合もある。

※11：一年中水を張っているまたは湿り気のある田んぼ



清水谷
 “わき水があり、市民によって支えられている豊かな谷戸”

地区20〔天神原〕、22〔八王子原〕は、清水谷と呼ばれる谷戸を含む場所です。谷戸の源頭部にはわき水が存在し、これが駒寄川の源の一つとなっています。また、この場所では長年、市民による雑木林の維持管理活動、湿地の保全・回復活動が行われています。指標種は、地区20と22の境界に当たる谷戸底部分を中心に多く確認されています。

● **わき水に起因する良好な水辺環境がある**

清水谷は、規模こそ4～5ha程度と小さいものの、わき水に起因する良好な水辺環境が形成されています。2005年の調査では、谷戸底の池でニホンアカガエルの卵塊が約150塊ほど確認されているほか、細流ではホトケドジョウが確認されています。

● **多様な環境の組み合わせがある**

わき水や池だけでなく、周りの湿地、樹林等が一体となり存在することで、多様な生物が生育・生息できる場所となっています。谷戸底を囲む樹林では、樹林指標種であるカケスやシロハラ、さらに猛禽類のオオタカが確認されており、豊かな生態系が維持されていることが分かります。

● **人手を掛けることで自然の質が維持されている**

草丈の高いススキ草地に生育するジャノメチョウや、草丈の低い湿地に生育するシオヤトンボ等、一定程度人手の入った草地や湿地を好む指標種が確認されています。草刈りや湿地の回復等、人が適度に手を掛けることにより、自然の質が維持されている谷戸環境であることが分かります。

■ **今後の保全の方向性**

清水谷では、既に市が土地の借り上げ等の保全策を講じていますが、面的な保全だけでなく、雑木林の維持管理や湿地の保全・回復等を今後も継続していくことが重要と考えられます。また、地区20、22とその周辺には、比較的多くの樹林指標種が確認されている市民の森、大洞谷や、清水谷から続く駒寄川と水田等があります。これらの場所と清水谷の間で、樹林と樹林をつなぐ環境の再生、休耕田の活用等を行うことにより、生物にとっての回廊機能を高められる可能性があります。

連続性・回廊機能創出の可能性がある個所

清水谷特別緑地保全地区指定に係る状況

◇特別緑地保全地区制度の内容

特別緑地保全地区とは、都市の良好な緑地を永続的に保全し、豊かなみどりを将来に継承していく事を目的とした制度であり、都市緑地法第12条に規定されています。地区指定を受けると、建築や造成など一定の行為が規制（許可制）されますが、土地所有者への税の優遇（固定資産税評価額1/2、山林や原野の相続税8割減）や土地の利用に著しい支障を来たす場合の土地の買い入れの申し出（譲渡所得は2,000万円特別控除）などが設けられています。

市では、みどりの基本計画、総合計画第1次実施計画、環境基本計画等にて地区の指定推進が位置づけられています。

◇対象地域

清水谷 5.8ha 添付資料3 参照

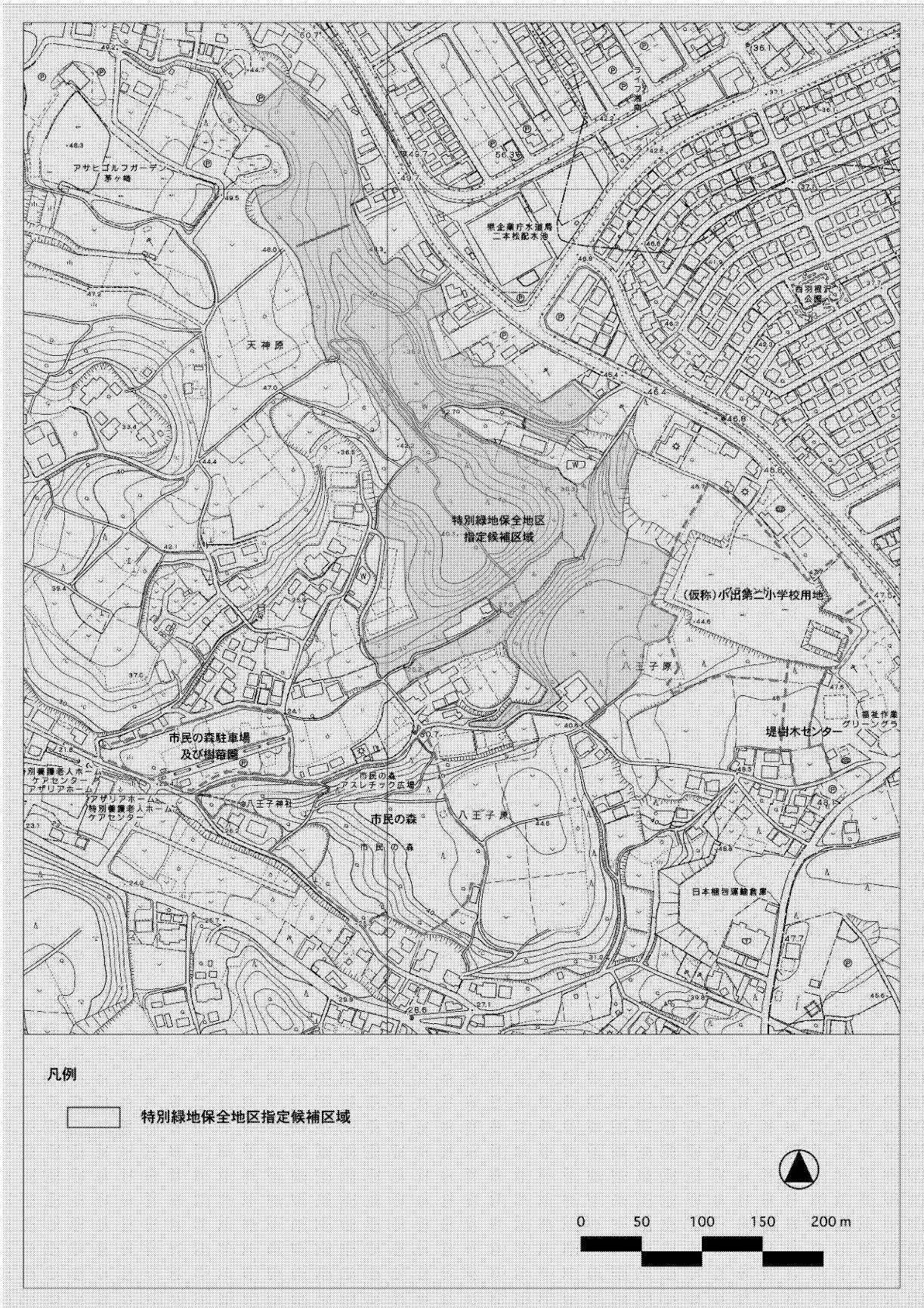
◇経緯（主要点）

平成21年7月	} 学識経験者から指定区域案の意見聴取（2回） （日大：島田、大澤 神大：浜口）	みどりの基本計画の優先的な施策に位置付け
平成21年9月		地権者に対する制度説明文書送付、アンケート
平成21年12月		
平成22年2月		
平成22年3月		清水谷周辺地域の保全等に関する基礎調査とりまとめ、指定の区域案作成
平成22年6月		不動産鑑定
平成22年9月～		地権者に対する制度説明文書（前年より詳しいもの）及び意向調査票送付、随時個別説明
平成22年11月～		
平成23年3月		測量（基準点設置）

◇今後のスケジュール

添付資料4 参照

特別緑地保全地区指定候補区域は、自然環境の保全上重要となる谷戸低地、斜面林、また周辺の緑地とのつながりを形成する上で重要となる土地(面積約5.8ha)を対象とします。



しみずやと
清水谷を愛する会

活動の目的

里山の保全及び学校教育への（自然観察など）協力

代表者 佐々木 三智雄（ささき みちお）

連絡先 佐々木 三智雄（ささき みちお）

住所 （非公開）

電話 0467-82-6643 Fax 0467-82-6643

E-mail なし

設立 1991年9月

正会員 33名・賛助会員 0名・ボランティア他 0名

会費 1200円／年

入会金 なし 会員募集 随時

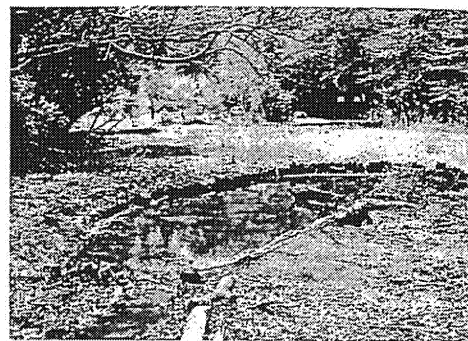
その他費用 なし

活動日 毎週火曜保全活動、毎月第1日曜定例会観察

会則等 あり

活動場所 茅ヶ崎市堤、北部丘陵地

ホームページ http://なし



活動PR 希少生物が残っている谷戸の高自然度を維持する活動をしています。

(呼びかけ)

- ・林相の維持、希少生物の保護・回復
- ・外来種、園芸種の駆除
- ・法面崩落防止、水路・水質の維持
- ・来場者の安全確保、谷戸の景観保持

上記のために、草刈、落葉掻き、阻害草の引抜き、倒木・老木の片づけ、土砂浚い、土のう積みの作業を行う。

*その他に50坪の水田で米作りと餅搗きも行います。

平成23年度 事務事業評価シート

事業名	矢畑萩園線歩道設置事業	部課かい名	建設部道路建設課
-----	-------------	-------	----------

1. 事業概要

①第5次実施計画における重点施策	安全・安心なまちづくりの推進		
②目的	<p>○旧基準により整備された歩道の拡幅及び段差解消を行い、児童、利用者の安全性・利便性の向上を図る。(平成10年調査交通量：車11217台/12時間・自転車889台/日・歩行者1523人/日)(事故発生件数：平成8～12年合計108件)</p> <p>○矢畑肥地力交差点より新鶴嶺橋まで延長1007mは、既存歩道幅員1.0mを2.0mに拡幅する。</p> <p>○新鶴嶺橋より今宿小学校入り口までの南側区間延長120mは、既存歩道幅員1.0mを新しい基準の2.5mに拡幅する。</p>		
③対象(顧客)	道路利用者		
④事業内容(これまでの経緯を含める)	<p><u>矢畑肥地力交差点より新鶴嶺橋まで(浜之郷矢畑区間)</u></p> <p>○本区間は、一般的住居地域であるとともに、学校、保健所、商店街等が立地している地域であるが、幅1m程度の歩道しか整備されておらず、朝夕の通勤・通学時には歩行者・自転車が車道部を通行し自動車交通と混合して、危険な状況となっている。このことから、平成10年度よりバス停と各種施設を連結するルート等の整備を行い、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー歩行空間ネットワークの形成を図る。</p> <p>○当初は通学路の整備を目的として、平成3年に測量を行い翌4年より用地買収を実施。</p> <p>○交通安全施設等整備事業として国庫補助を受けて、平成10年より詳細設計を行い歩道整備工事着手。事業期間は平成10～19年 総事業費900,000千円 全体計画区間延長1007m 用地取得予定面積1253㎡</p> <p>○平成20年度より国庫補助をまちづくり交付金に変更し、未整備区間を事業継続。事業期間は平成20～23年 総事業費40,000千円</p> <p>○平成22年度進捗率 用地80.2% 工事85.5%</p> <p>○平成22年度末総事業費1,368,648千円 用地補償費969,983千円 工事及び委託費378,871千円 他事務費1㎡あたり用地補償費906千円 1㎡あたり工事費198千円(片側)</p> <p><u>新鶴嶺橋より今宿小学校入り口まで(萩園今宿区間)</u></p> <p>○全体計画 南側区間延長131m 面積83㎡</p> <p>○通学路の整備を目的として、平成19年に測量を行う。</p> <p>○平成20年度より上記区間において、まちづくり交付金の国庫補助を受ける。事業期間は平成20～21年 総事業費16,000千円</p> <p>○平成21年に用地買収及び工作物・家屋等の補償を行う。</p> <p>○平成22年に歩道整備工事70mを行い、計画区間の整備完了。</p> <p>○平成22年度進捗率 用地・工事ともに100%</p> <p>○平成22年度末総事業費29,769千円 用地補償費17,614千円 工事及び委託費12,044千円 他事務費1㎡あたり用地補償費211千円 1㎡あたり工事費83千円(片側)</p>		
⑤事業の期間	平成3年度から	終了	
⑥根拠法令等			
⑦個別計画	茅ヶ崎市都市マスタープラン		
⑧事業実施手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(積算) <input checked="" type="checkbox"/> 委託(測量・設計) <input type="checkbox"/> その他() ※内容確認できる資料添付(仕様書、報告書等)		
⑨添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 計画期間全体事業スケジュール(期間を設定している事業は必須) 1 全体計画平面図 標準断面図 写真 2 国庫補助事業金と総事業との比率 用地買収費(公有財産購入費)と補償費との比率 1㎡当たりの用地買収費(補償費を含む)	

4. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input checked="" type="checkbox"/> 未達成

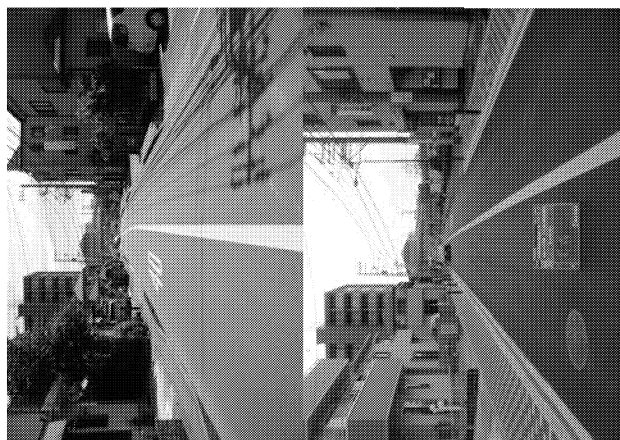
評価
<p>○歩道整備を促進することにより利用者の増加が見込まれる。</p> <p>○沿線の自治会や道路利用者からの早期整備の要望があり、整備についての関心が高い。</p> <p>○道路利用者の安全性、利便性の向上が図れた。</p> <p>○バリアフリー化の整備が実施でき、車道との段差が解消されているが、事業に協力を得られない未買収箇所は歩道復員が1mの状態では歩行空間は依然狭く、効果は出ていないと考えられる。</p>

<p>課題認識と解決への考え方</p>	<p>○現況の道路に十分な幅員がない路線での歩道の設置については用地買収が必要不可欠であり、地権者の協力が得られない箇所については部分的に未整備の状態となり歩道の連続性が保てない。</p> <p>○この路線は市中心部から西へ向かう主要幹線で、バス路線でもあることから路線価格が高く、現在進行中の他の道路・街路事業よりも事業費は割高となっている。また、家屋の除却を行っても買収面積は幅1mであり、㎡当たり単価が高いことも原因と推測している。</p> <p>○用地補償においては、契約後に移転先の選定や関係機関への申請等で日時を要し、繰り越してしまう事例が多い。</p> <p>○3年毎に行っている交通量調査の結果を利用して、整備の評価を今後していきたい。</p>
<p>23年度の具体的取組（予定）</p>	<p>○矢畑肥地力交差点より新鶴嶺橋まで区間の未買収地権者との交渉は、難航が予想されるが継続したい。</p> <p>○新鶴嶺橋から産業道路までの区間において、新たな歩道拡幅や道路の区域変更について、地元との調整を行い理解を得ながら、産業道路までの全線を視野に入れ、新鶴嶺橋から辻西交差点付近までのL=470mの道路詳細設計を実施する。</p>

総合計画審議会特記事項
<p>○シートの完成度についての評価</p> <p>特になし</p>

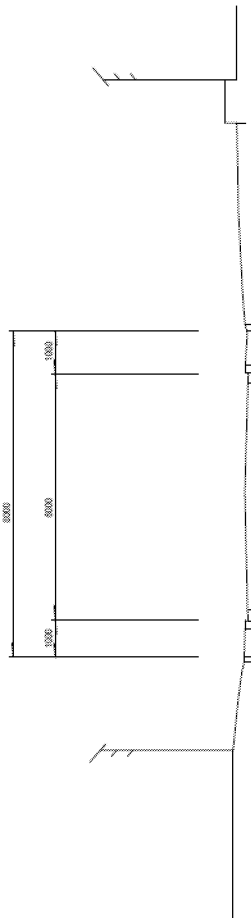
矢畑菘園線歩道設置事業

添付資料1



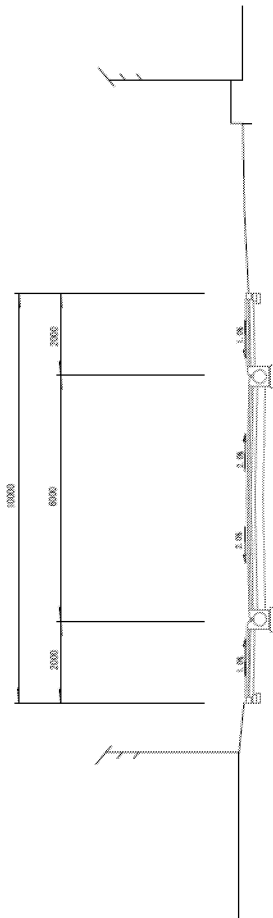
整備前写真
(浜之郷矢畑区間)

整備前断面図
(全区間)



整備後写真
(浜之郷矢畑区間)

整備後断面図
(浜之郷矢畑区間)



道路建設課 国庫補助事業金と総事業との比率

表一1

路線名	事業内容	幅員等	歳出額 (千円)	国庫補助歳入額 (千円)	補助金比率 (%)	H18～歳出額 (千円)	国庫補助歳入額 (千円)	補助金比率 (%)
矢畑菟園線	歩道拡幅	歩道1.0m→2.0m	1,388,720 (H3～)	267,492 (H4～)	19.26%	258,909	25,249	9.75%
新国道線	道路新設	道路幅員18.1m～28.5m	4,665,393 (H3～)	1,178,983 (H12～)	25.27%	961,477	212,783	22.13%
東海岸寒川線	道路新設	道路幅員16.0m	976,047 (H13～)	468,706 (H18～)	48.02%	964,186	468,706	48.61%
香川甘沼線	道路拡幅	道路幅員12.0m	487,945 (H8～)	130,000 (H21～)	26.64%	305,542	130,000	42.55%

用地買収費 (公有財産購入費) と補償費との比率

表一2

路線名	事業内容	幅員等	用地買収費 (千円)	補償費 (千円)	比率 (%)
矢畑菟園線	歩道拡幅	歩道1.0m→2.0m	783,185	204,414	26.10%
新国道線	道路新設	道路幅員18.1m～28.5m	2,453,450	851,607	34.71%
東海岸寒川線	道路新設	道路幅員16.0m	799,983	69,308	8.66%
香川甘沼線	道路拡幅	道路幅員12.0m	289,062	174,815	60.48%

1㎡当たりの用地買収費 (補償費を含む)

表一3

路線名	事業内容	幅員等	用地買収費 (千円)	補償費 (千円)	1㎡当たり用地買収費	事業の種類別
矢畑菟園線	歩道拡幅	歩道1.0m→2.0m	783,185	204,414	1089.29㎡	歩道設置
新国道線	道路新設	道路幅員18.1m～28.5m	2,453,450	851,607	13740.11㎡	街路整備
東海岸寒川線	道路新設	道路幅員16.0m	799,983	69,308	4159.20㎡	街路整備
香川甘沼線	道路拡幅	道路幅員12.0m	289,062	174,815	1253.25㎡	幹線市道

特記事項

○それぞれ事業種別、事業規模、実施年度及び補助金メニユーが異なるため、路線ごとの比較は馴染まない。

○矢畑菟園線は、平成3年度当時「交通安全施設整備事業」(補助率5.5/10)として5箇年計画単位で事業を実施している。

その後「まちづくり交付金」(補助率4/10)により事業を継続し、計画区間において約85%完了した。

現状で一定の歩道の連続性が確保され、残事業については住宅建て替え時期を待たないと具体化しないが、地権者との交渉は継続していきたい。

○平成23年度からは、小出川から西側について地元要望や公共施設の開設等、歩道整備の必要性が高まったことから、実施計画に位置付けて整備を行う。

○表一3のとおり、m2あたりの補償費を含めた用地買収費は906千円で、他路線と比較して2.5～3.7倍と高額になっている。

平成23年度 事務事業評価シート

事業名	橋りょう耐震補強等整備事業	部課かい名	建設部道路管理課
-----	---------------	-------	----------

1. 事業概要

①第5次実施計画における重点施策	安全・安心なまちづくりの推進		
②目的	<p>○橋りょう利用者の安全確保を図るとともに緊急輸送路や道路の連続性を確保する。</p> <p>○阪神・淡路大震災を機に橋りょうの構造指針が平成14年3月に改正されたことにより、橋りょう耐震補強の整備促進を図り、関東大震災（震度6）や阪神・淡路大震災（震度7）の地震波にも耐えうる補強を行う。</p> <p>○平成18年度、市内の27橋について調査を行い、この結果を基に橋長15m以上の主要な14橋を定め、平成27年度の整備完了を目指し、耐震補強工事を行う。</p> <p>○平成23年度から平成24年度で策定予定の「長寿命化修繕計画」のなかで、市の管理する全橋について効率的・効果的な維持管理や耐震補強を実施していない橋の耐震化の必要性などの方針を検討する。</p>		
③対象（顧客）	橋りょう利用者		
④事業内容（これまでの経緯を含める）	<p>○平成18年度 耐震補強設計委託（予算額25,000千円、決算額24,150千円）を実施した。</p> <p>・茅ヶ崎ツインウェイヴおよびふれあい橋 2橋</p> <p>○平成20～21年度 JR東日本へ業務委託し本市管理の茅ヶ崎ツインウェイヴの耐震補強工事（予算額210,247千円、決算額185,386千円）を実施した。</p> <p>・支承取替え工 4基 ・落橋防止構造 2基</p> <p>・変位制限構造 4基 ・塗装塗替工 一式</p> <p>○平成21年度 12橋の耐震補強設計委託（当初予算額23,489千円＋補正予算額8,500千円、決算額25,667千円）を実施した。</p> <p>・新鶴嶺橋、富士見橋、浜園橋、梅田橋、千ノ川橋、石原橋、飯島橋、北茅ヶ崎橋、宮ノ下橋、湘東橋、中島橋、萩園橋</p> <p>○平成22年度 梅田橋および千ノ川橋の耐震補強工事（当初予算額28,700千円、決算額27,482千円）を実施した。（平成23年5月完了）</p> <p>梅田橋 千ノ川橋</p> <p>・落橋防止構造 8基 ・変位制限構造 8基</p> <p>・変位制限構造 10基 ・車両防護柵取替</p> <p>浜園仮設橋補修工事（当初予算額17,800千円＋補正予算額25,000千円、決算額39,896千円）を実施した。</p> <p>○平成23年度 新鶴嶺橋およびふれあい橋の耐震補強工事（予算額87,400千円）を実施予定。</p> <p>新鶴嶺橋 ふれあい橋</p> <p>・落橋防止構造 8基 ・落橋防止構造 8基</p> <p>・変位制限構造 10基 ・変位制限構造 10基</p> <p>・塗装塗替工 一式</p> <p>○平成23・24年度 長寿命化修繕計画を策定予定。</p> <p>○平成24年度 石原橋の耐震補強工事を実施予定。</p> <p>・変位制限構造 8基</p> <p>○平成25年度 飯島橋の耐震補強工事を実施予定。</p> <p>・落橋防止構造 2基 ・変位制限構造 8基 ・塗装塗替工 一式</p>		
⑤事業の期間	開始	平成18年度	終了 平成27年度
⑥根拠法令等	道路法・大型地震対策特別措置法		
⑦個別計画			
⑧事業実施手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※内容確認できる資料添付（仕様書、報告書等）		
⑨添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	○位置図	

4. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input checked="" type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input checked="" type="checkbox"/> 未達成

評価
<p>○事業費（対前年度比）については、決算額において対前年度より減少しているため「減少」とした。しかしながら、平成21年度決算額は茅ヶ崎ツインウェイの繰越を反映しているもので当初予算額における対前年度比は「増加」している。</p> <p>○成果指標については、平成22年度は、梅田橋および千ノ川橋の2橋の耐震補強工事を目標値とした。しかしながら、設計内容と現場状況が異なったため工事が遅れ年度繰越したため実績値を0橋としたが平成23年5月31日をもって耐震補強工事を完了することができた。</p>

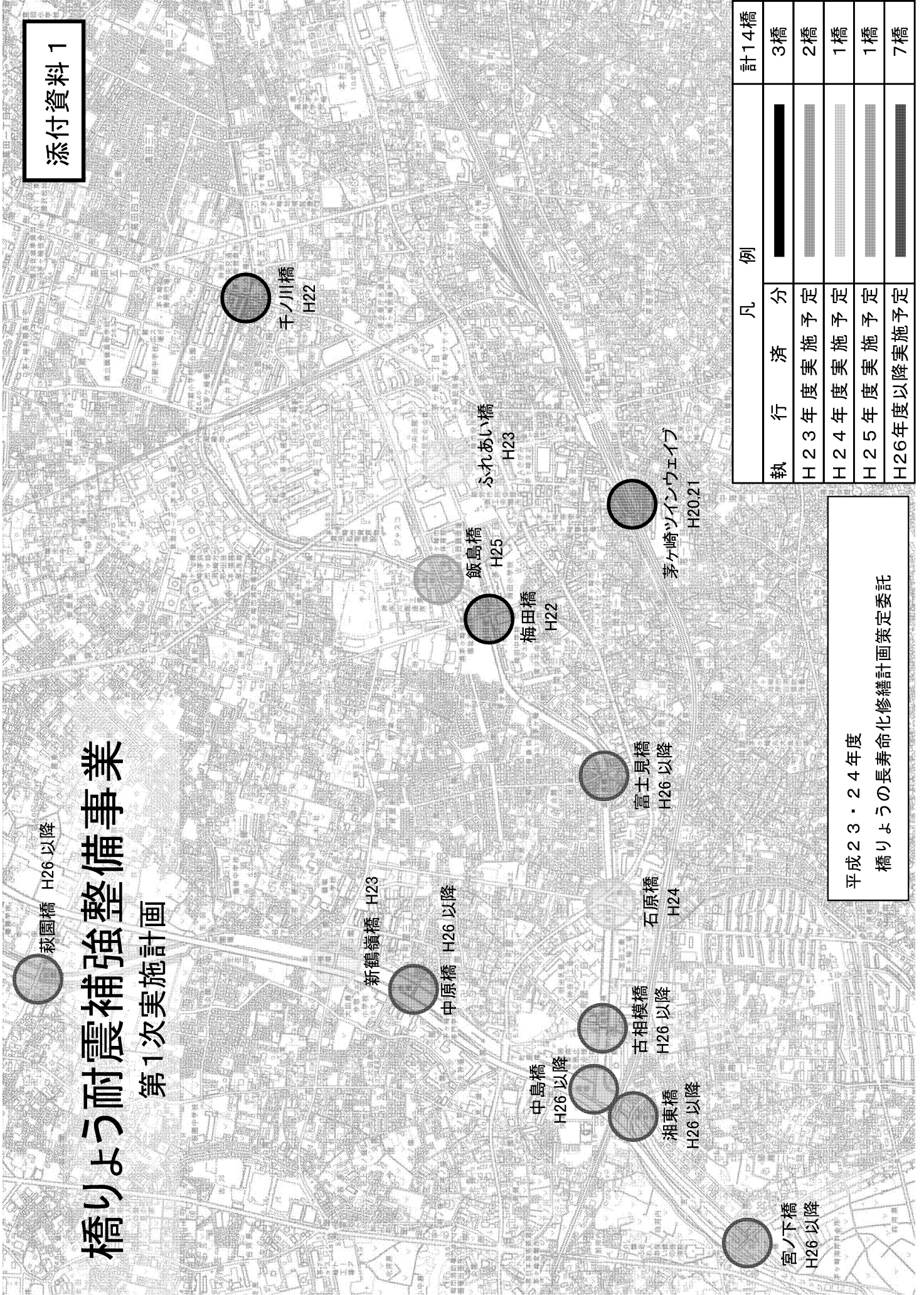
<p>課題認識と解決への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災を受け、橋りょうの耐震補強整備の重要性が高まる。 ○防災対策の緊急強化が必要となる。 ○より多くの橋りょうの耐震補強整備ができるよう努める必要がある。 ○高度経済成長期に多くの橋りょうが築造されたため、昨今、橋りょうの高齢化が進んでいる。 ○設計内容と現況の現場施工状況の相違に伴い工事期間を延伸するなどの課題が生じている。現状では設計時の詳細な現場調査は足場を河道内に占用することに伴う河川管理者との協議や足場の設置費用などを要するため、費用削減の観点より現場施工時での現況調査を実施しています。今後は工期短縮などに努めるため、遠方目視などの現地調査をよりきめ細かく実施するなどの対応が必要であると考えています。
<p>23年度の具体的取組（予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国の新たな補助制度などの動向に注視し、より多くの橋りょうの耐震補強整備ができるよう努める。 ○橋りょう等の震災後の被害状況を示す基準の策定を目指す。 ○23年度から24年度で効率的・効果的な維持管理を目的に長寿命化修繕計画を策定する。 ○新鶴嶺橋およびふれあい橋の耐震補強工事を実施するとともに橋りょうの長寿命化が図れるよう塗装塗替えおよび床版の補修を実施する。 ○耐震補強工事と長寿命化修繕工事を併せて実施することで仮設工（足場）などの費用の削減を図る。

総合計画審議会特記事項
<p>○シートの完成度についての評価 成果指標の設定を工夫すべき。</p>

添付資料 1

橋りょう耐震補強整備事業

第1次実施計画



凡 例		計14橋
執行	分	
H23年度	実施予定	3橋
H24年度	実施予定	2橋
H25年度	実施予定	1橋
H26年度	以降実施予定	7橋

平成23・24年度
橋りょうの長寿命化修繕計画策定委託

平成23年度 事務事業評価シート

事業名	企業等の誘致・立地支援事業	部課かい名	経済部 産業振興課
-----	---------------	-------	--------------

1. 事業概要

①第5次実施計画における重点施策	産業の活性化と雇用の創出		
②目的	<p>○新たな企業の進出や既存企業の事業拡大・維持、社会貢献に関する設備投資を支援し、本市経済の発展、雇用機会の拡大、市民生活の向上に寄与する。</p> <p>○本市の将来的な税収の確保。</p>		
③対象（顧客）	市内に立地する企業等		
④事業内容 （これまでの経緯を含める）	<p>○神奈川県では、製造業の空洞化の歯止めや厳しい雇用情勢への対応策として、平成17年から県内への企業誘致や既存企業の県内再投資を促進し、県内への産業集積を図るため「インベスト神奈川（神奈川県産業集積促進方策）」を展開。</p> <p>○平成17年10月 「茅ヶ崎市企業等立地促進条例」を施行。 ◇「インベスト神奈川」との連携を図る。 ◇将来的な経済の発展と市民生活の向上を図るため、企業の誘致、転出や事業の縮小防止、雇用機会の拡大を図ることを目的に施行。 ◇優遇措置 平成23年3月までの奨励期間を設定し、特定の対象業種が工業系地域と一般の地域に事業所を新設、増設、取得又は賃借して事業を開始した企業に対して、市税（固定資産税・都市計画税）の軽減措置（1/2課税）を実施。 ◇実績 市内企業の再投資が中心で、8社の条例適用を行い、合計で約56億円の投資があり、産業の活性化と雇用の維持・創出が図られた。 ◇固定資産税の軽減額（概算） 平成19年度 15,588,403円 平成20年度 13,583,317円 平成21年度 21,663,204円 平成22年度 3,289,345円 （合計 54,124,269円）</p> <p>○神奈川県は、平成22年に「インベスト神奈川2ndステップ（神奈川県産業集積促進方策2010）」で、企業誘致施策を再構築。</p> <p>○経済環境や社会環境の変化により、企業が求めるニーズも変化しており、事業所訪問により事業者の要望等の把握に努め、支援施策の内容を検討。</p> <p>○平成23年4月 現行条例の内容を維持・継続しつつ、支援内容を拡充した「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」（ビルドアップ・茅ヶ崎）を施行。 ◇既存の事業者が採算に資する償却資産のみを更新する場合と社会的課題である環境設備や事業所内託児施設等の設置など、企業の社会的貢献に努める取り組みを支援の対象として追加。 ◇優遇措置 平成28年3月31日までの奨励期間を設定し、旧条例の奨励措置内容を維持するとともに、設備投資・地域貢献に努める取り組みについても市税（固定資産税・都市計画税）の軽減措置（1/2、1/3、1/5課税）を実施。</p> <p>○今後の展開 ◇企業訪問を通じ、直接周知活動を実施するとともに、設備投資等事業計画の情報収集を行う。 ◇広報紙、ホームページでの周知や、商工会議所を通じた各関係団体・会員への周知を行う。 ◇市外企業への情報発信として、県産業立地課・産業振興センター・企業誘致促進協議会を通じた周知を行う。</p>		
⑤事業の期間	開始	平成17年10月1日	終了 平成28年3月31日
⑥根拠法令等	茅ヶ崎市企業等立地等促進条例		
⑦個別計画			
⑧事業実施手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※内容確認できる資料添付（仕様書、報告書等）		
⑨添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	1 茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の概要	

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
当初予算額	0	0	0	0	0
決算額	0	0	0	0	0
財源内訳	国・県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	0	0	0	0
事業費増減理由					

3. 各種指標の状況

指標区分	指標名	単位	目標値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			実績値					
成果	奨励措置適用件数 (申請件数)	件	—	—	—	3	3	
			0	3	0	3	1 (1)	
成果	訪問事業所数	件	—	20	20	200	100	
			—	20	46	216	157	
指標変動理由						訪問事業所数：21 リーマンショック (20年9月)後の 製造業を中心とし た経営状況把握の ため、大幅増	訪問事業所数：21 年度に引き続き経 営状況把握及び本 条例改正に向けた 企業ニーズ把握を 実施 ※()は、23年 度からの奨励措置 適用分	

目的達成に向けて行った22年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○本条例の適用案件を把握するため、企業訪問を継続して行った。 ○条例をホームページに掲載するほか、パンフレットの配布やさまざまな機会をとらえて広く事業者の説明し、周知を図った。 ○条例の奨励期間が、平成22年度末までとなっているため、企業訪問を通じて、継続の必要性と社会・経済情勢にあった新たな事業者ニーズを把握し、条例改正に向けた手続きを行った。
--------------------	--

4. 事業評価

事業の傾向	分類
事業費（対前年度比）	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 増減なし <input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成

<p>評価</p> <p>○企業訪問数は目標値を大きく上回り、徐々にではあるが市内企業との顔の見える関係の構築が図られている。</p> <p>○条例を適用した企業が、平成17年10月から8件となった。</p> <p>○企業訪問等により、近い将来、事業拡大するとの情報を得ることができた。</p> <p>○経済状況が悪化しているなか、事業者ニーズの把握が不足している。</p>

<p>課題認識と 解決への考え方</p>	<p>○条例のさらなる周知・啓発が必要である。</p> <p>○市内企業との情報共有に向けた関係を構築することが大切である。</p> <p>○現在の社会・経済情勢を反映した事業者ニーズの把握。</p> <p>○企業が市内において事業拡大や進出する際の市の支援体制の整備。</p>
<p>23年度の具体的 取組（予定）</p>	<p>○4月1日より新条例が施行するため、引き続き、企業訪問等を行い、条例の周知・啓発活動を行う。</p> <p>○事業拡大や市内への進出を検討している企業には、定期的に連絡を取り進捗状況を把握するとともに、支援を行う。</p> <p>○さらなる企業支援ができるよう、市職員の資質の向上を図る。</p>

<p>総合計画審議会特記事項</p> <p>○シートの完成度についての評価 企業誘致件数を成果指標とすべき。</p>
--

● 茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の概要

添付資料1

【現行条例の対象地域と対象業種の要件を拡大】※下線を追加

要件	内容
対象地域	工業系地域(工業地域及び工業専用地域、準工業地域) 一般の地域(工業系地域以外の地域)
対象業種	(大分類) ・製造業 ・情報通信業 ・運輸業、郵便業 (中分類) ・学術、開発研究機関 ・社会保険、社会福祉、介護事業
対象者	1. 事業所を新設、増設、取得又は賃借して事業を開始した企業等
投下資本額	企業等が固定資産(土地、家屋、償却資産)の取得に要した費用の総額として ①土地取得を伴う場合 大企業3億円以上(中小企業5千万円以上) ②土地取得がない場合 大企業2億円以上(中小企業3千万円以上)
奨励措置内容	取得した固定資産に係る固定資産税、都市計画税を通常の1/2課税 固定資産税[1.4/100→0.7/100] 都市計画税[0.3/100→0.15/100]
奨励措置期間	投下資本額要件①の場合…5年間 ②の場合…3年間

併せて、対象者要件3から7のいずれかを満たす企業等は1/5課税
固定資産税[1.4/100→0.28/100]
都市計画税[0.3/100→0.06/100]

【償却資産のみの取得を対象】※新規追加

要件	内容
対象地域	工業系地域(工業地域及び工業専用地域、準工業地域) 一般の地域(工業系地域以外の地域)
対象業種	(大分類) ・製造業 ・情報通信業 ・運輸業、郵便業 (中分類) ・学術、開発研究機関 ・社会保険、社会福祉、介護事業
対象者	2. 償却資産を取得した企業等
投下資本額	1品あたりの取得価額が500万円以上(中小企業) 1億円以上(大企業)
奨励措置内容	取得した償却資産に係る固定資産税を通常の1/2課税 固定資産税[1.4/100→0.7/100]
奨励措置期間	3年間

【特定の要件を満たすための施設整備を対象】※新規追加

要件	内容
対象地域	地域指定無し(ただし、対象者要件3の場合は工業系地域)
対象業種	業種指定無し
対象者	3. 騒音、振動対策設備を設置した企業等 4. 太陽光発電設備を設置した企業等 5. 雨水貯留施設を設置した企業等 6. 特例子会社の認定を受けた企業等 7. 事業所内保育施設を設置した企業等
投下資本額	投下資本額要件無し ただし次の要件を満たすこととする 【対象者要件3の場合】 敷地境界線以上の騒音・振動レベルが一定の基準を満たしていること 【対象者要件4の場合】 最大出力10kw以上のものを設置 【対象者要件5の場合】 1ヘクタールあたり600トンを超える貯留能力を有するものを設置 【対象者要件6の場合】 市内に事業所を設置 【対象者要件7の場合】 一定の基準を満たす事業所内保育施設を設置
奨励措置内容	要件を満たすために取得した償却資産に係る固定資産税を通常の1/3課税 固定資産税[1.4/100→0.47/100]
奨励措置期間	3年間

包括的な企業支援条例とすることで、企業等の市内での事業活動と、地域社会に貢献する取り組みを促進し、地域経済の活性化と市民生活の向上を図ります